

ワンクリックの架空・不当請求に関する事例

(独) 国民生活センター相談調査部

事例 1

携帯電話の簡易メールから入ったアダルトサイトの写真をクリックした後、登録を知らせる簡易メールが届き、登録料を請求されたため、3万円を振り込んでしまった。その後1度もアクセスしなかったが、さらに半年後、3ヶ月ごとの更新料が未納と利用規約をつけたメールが送られて、また3万円振り込んだ。しかし、まだ足りない、延滞料がつくとメールがきて、やむなく12万円振り込んだ。振込口座はいつも違っていた。1年ほど経った今になってさらに、更新料が未納、提訴すると委託業者からメールがきた。どうしたらよいか。

(30歳代 給与生活者 男性)

事例 2

パソコンでネットサーフィン中に入ったサイト。下に利用規約があったが読まずに、「18歳以上で規約に同意して入場する」をクリックしたところ、いきなり登録になり、3万5千円を請求された。3日間以内に口座に振り込むよう規約に書いてある。また、「支払いが確認されない場合は、以後一週間以内は、+1万円の4万5千円にて、処理できますが、それ以降に関しましては、悪質なユーザーと判断し、当番組管理部または債権回収業者に委託すると共に、延滞料金(1日/1000円)と、別途損害金、調査手数料5万円を加算して請求となります。」とも書いてあった。支払いたくない。

(20歳代 学生 男性)

事例 3

携帯電話で、本に掲載されていたサイトで待ち受け画面が無料というサイトにアクセスした。入口はこちらというところをクリックしたら突然登録になり2万8千円請求された。3日以内に支払えという。すぐに切断したのでサービスは利用していない。どうしたらよいか。

(10歳代 学生 男性)